

1 管内水産業の概況

(1) 漁業生産の概況

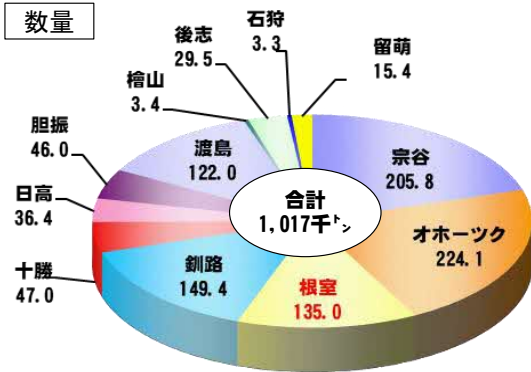
管内の水産業は、サンマ、スケトウダラ、ホタテガイ等を主体とする漁船漁業、秋サケを主体とする定置網漁業及びコンブ、ウニ、アサリ等を主体とする採介藻漁業からなっており、道内漁業生産の1割程度を占めている。

平成30年の管内生産(属地)は、数量が約13.5万トンで全道の約13%を占めており、振興局別では4位となっている。生産額は約437億円余りとなっており、全道の約22%を占め、振興局別では4位となっている。管内の主要魚種である、さけ、さんま、ほたて、たらは全体の7割を占めており、数量及び金額でさんまが1位となっている。

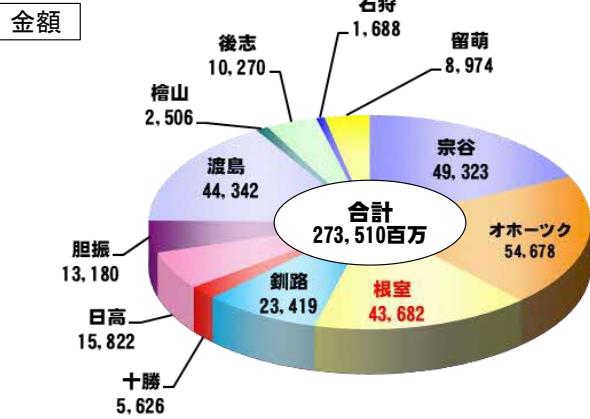
過去10年間の推移を見ると、数量は20万トン前後で推移していたが、平成25年に20万トンを超えてから減少が続いていたが、平成30年は13.5万トンとなり、前年と比べ約25%の増加となった。近年の金額は魚価高により500億円前後で推移していたが、平成30年は約437億円となった。

振興局別漁業生産高

数量

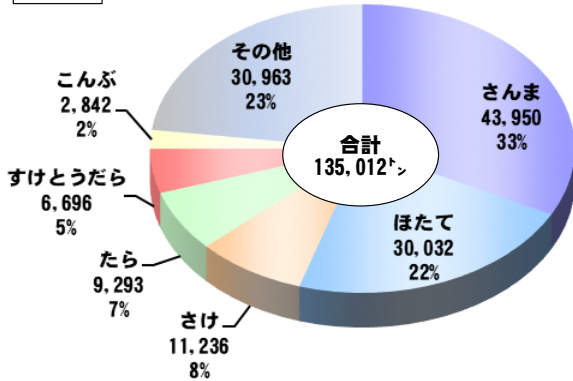


金額

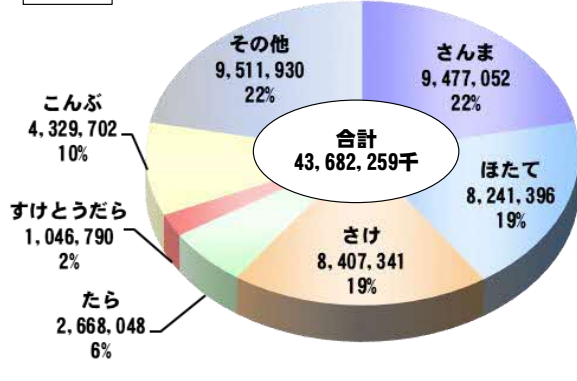


管内主要魚種別生産高

数量



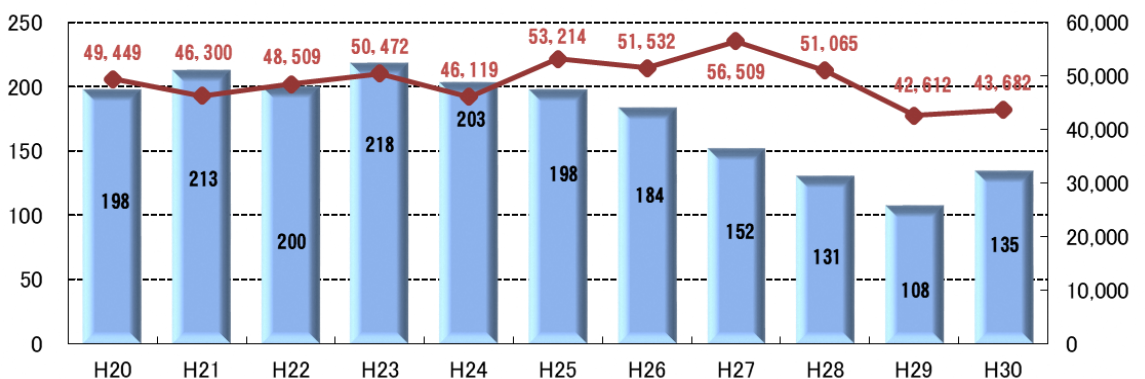
金額



管内における近年の漁業生産高推移

(千トン)

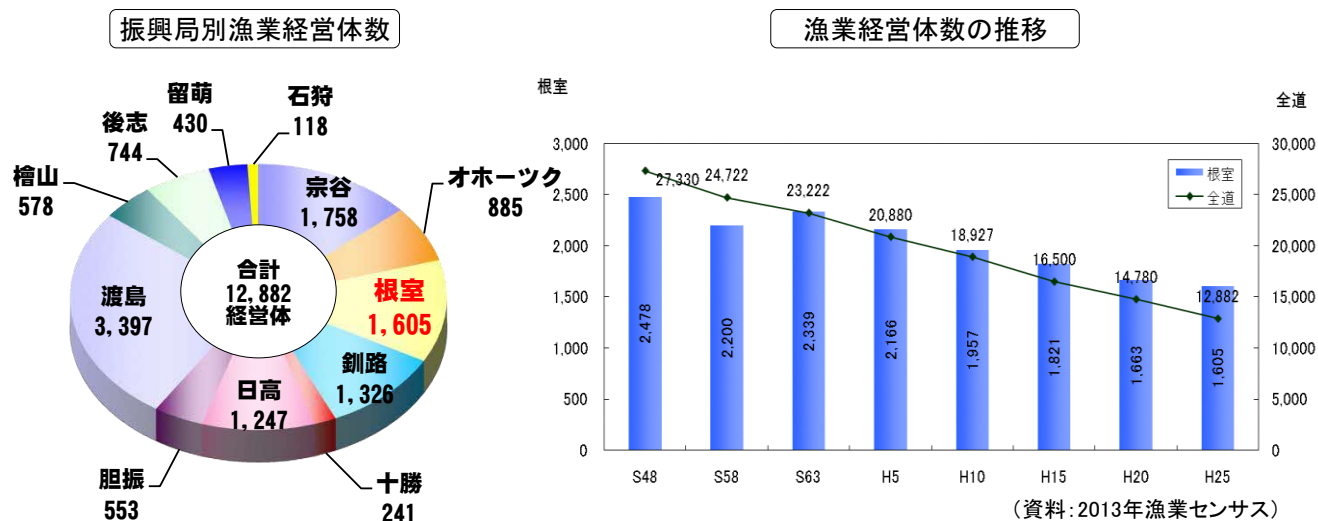
数量 (千トン) ● 金額 (百万円)



(資料: 北海道水産現勢(平成30年))

(2) 漁業経営体の概況

管内の漁業経営体数は1,605経営体であり、全道の12%を占める。振興局別では3位となっている。年々経営体数は減少しており、10年前と比較し12%減少している。



振興局別漁業種類別経営体数

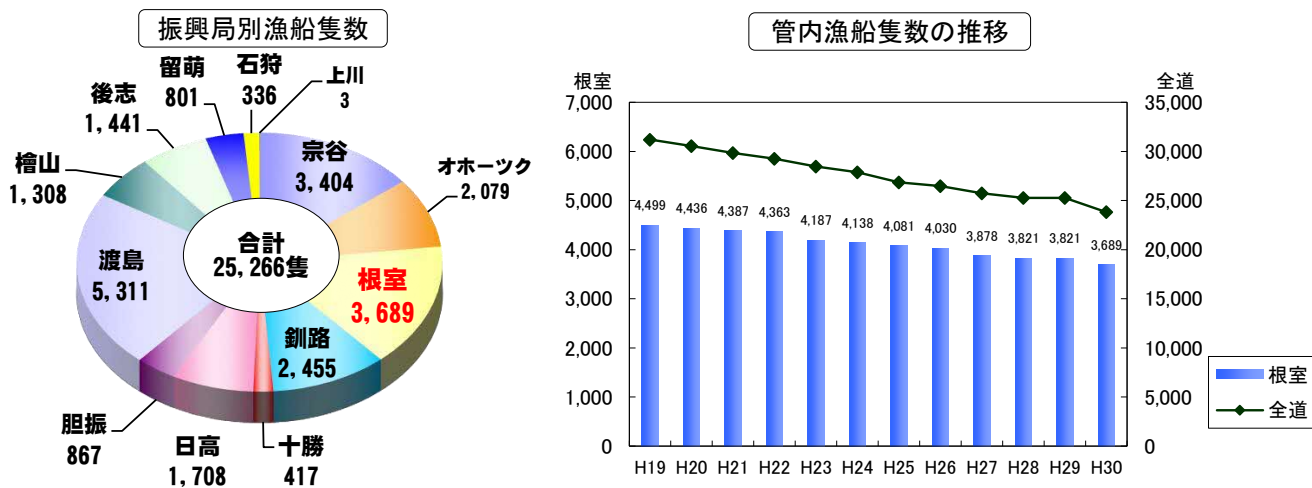
(単位:経営体)

振興局等	漁業														潜水器漁業	採貝採藻	海面養殖	その他の漁業	総数
	網		漁業						釣漁業										
	底びき網 小型他	船びき網	まき網	刺網		敷網	大型定置網	小型定置網	その他の網	はえ縄		いか釣り	その他の釣り						
			さけ・ます 流し網	その他 刺網	さんま 棒受網他				まぐろ	その他 はえ縄									
石狩	13	0	0	0	38	0	13	2	15	0	1	0	0	3	0	5	28	118	
渡島	78	0	0	0	248	1	83	82	40	53	34	184	123	6	854	1,346	265	3,397	
檜山	2	0	0	0	19	0	25	29	1	0	40	95	50	20	40	9	248	578	
後志	36	1	0	0	133	0	31	37	24	1	17	34	5	3	43	22	357	744	
留萌	76	1	0	0	64	0	13	9	3	0	35	2	8	0	7	71	141	430	
宗谷	169	0	2	0	105	1	52	118	23	0	1	1	5	1	274	77	929	1,758	
オホーツク	52	0	0	1	34	1	80	156	9	0	8	0	1	13	65	378	87	885	
胆振	107	0	0	1	182	1	30	10	1	0	0	1	0	4	9	160	47	553	
日高	53	0	0	1	100	3	52	4	0	0	61	2	1	6	902	0	62	1,247	
十勝	82	0	0	7	10	4	17	1	1	0	4	2	0	0	100	0	13	241	
釧路	59	0	0	8	44	30	46	2	4	0	24	22	3	9	887	131	57	1,326	
根室	122	0	1	11	183	34	413	102	12	0	19	26	3	48	455	72	104	1,605	
合計	849	2	3	29	1,160	75	855	552	133	54	244	369	199	113	3,636	2,271	2,338	12,882	

(2013年漁業センサス)

(3) 漁船勢力の概況

管内の漁船隻数は3,689隻であり、全道の約15%を占める。振興局別では2位となっている。過去10年間の推移を見ると、年々減少しており、10年前と比較し約18%減少している。



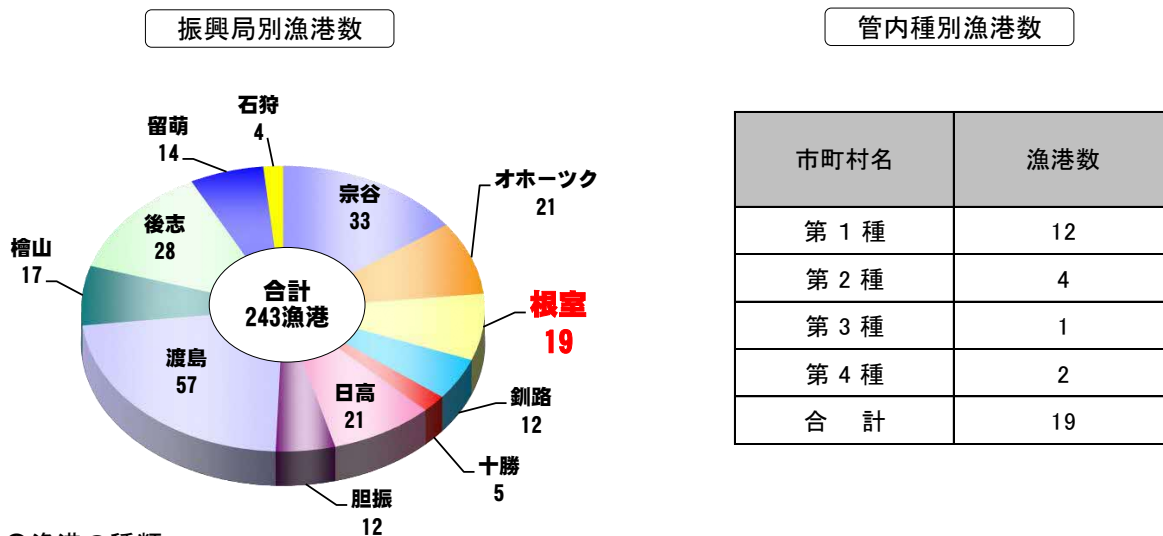
(資料:北海道漁船統計表(平成30年12月現在))

(4) 漁港数

管内の漁港数は19漁港あり、全道の8%を占めている。

平成26年10月に第3種落石漁港に第1種昆布森漁港が編入し、第3種落石漁港(落石地区、浜松地区、昆布盛地区)に再編された。

これら漁港のほか花咲港(花咲港区、根室港区)の2港湾を有している。



○漁港の種類

漁港の種類は、漁船の利用範囲によって漁港漁場整備法第5条及び第19条の3に基づき、下表のように分類されています。

種別	区分範囲
第1種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種	その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの
第3種	その利用範囲が全国的なもの
第4種	離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの